

川崎医科大学学術機関リポジトリ運用指針

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この運用指針（以下「本指針」という。）は、川崎医科大学（以下「本学」という。）の研究・教育活動の成果物（以下「成果物」という。）を電子的形態で収集・整理・保存し、学内外に発信・提供することにより教育・学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、社会への貢献を果たすことを目的とする。本指針により、川崎医科大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(運用)

第2条 リポジトリの運用は、川崎医科大学附属図書館（以下「図書館」という。）が行う。

(登録者)

第3条 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある者
- (2) 本学から博士の学位を授与された者
- (3) (1)を構成員に含む団体
- (4) その他、図書館長が適当と認めた者

(登録対象)

第4条 リポジトリに登録する成果物は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 次に掲げる区分のいずれかに属するものであること。
 - ・ 学術論文（学術雑誌論文・プレプリント・学会発表資料等）
 - ・ 博士論文
 - ・ 各種研究成果物の根拠となる研究データ
 - ・ 紀要等
 - ・ 研究成果報告（科学研究費報告書、研究成果報告等）
 - ・ 教育資料（講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等）
 - ・ 図書
 - ・ その他、図書館長が適当と認めたもの
- (2) 関係する全ての著作権者及び共著者の承諾（条件付承認を含む）を得たものであること。
- (3) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
- (4) 本学が定める諸規則等に照らして問題が生じないものであること。
- (5) 公開することについて問題が生じないものであること。

(登録手続き)

第5条 リポジトリへの登録を希望する者は、本指針に同意したうえで、「川崎医科大学学術機関
リポジトリ登録申請」の手続きを行うものとする。

(リポジトリにおける成果物の取り扱い)

第6条 図書館は、リポジトリに登録された成果物を以下のように取り扱う。

- (1) 当該成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて(1)の複製物を無償で公開する。
- (3) 利用・保存のため、必要な複製・媒体変換を行う。
- (4) 学内外の各種システム等との連携のために、成果物の複製物を提供する。

(利用条件)

第7条 リポジトリに登録された成果物を利用しようとする者は、その利用に際して以下に掲げる
事項を遵守するものとする。

- (1) リポジトリ及び個別の成果物に明示された利用条件に反しないこと。
- (2) 著作権等の関連する法令、本学の諸規則及び公序良俗に反しないこと。
- (3) その他、リポジトリの運用に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。

(著作権)

第8条 成果物の著作権は、リポジトリに登録された後も著作権者に留保される。

(個人情報の取り扱い)

第9条 個人情報の扱いは、本学の個人情報保護方針に準ずる。

(成果物の登録削除・非公開化)

第10条 図書館は、次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された成果物を削除又は
非公開化することができる。

- (1) 削除・非公開化を希望する者より理由を付して削除又は非公開化の申出があり、図書館長が
正当な理由があると認めた場合。
- (2) 社会的にみて内容が著しく不適切である場合。
- (3) 本指針に違反して登録されたことが判明した場合。
- (4) その他、登録によって支障が生じると認められる場合。

(免責事項)

第11条 本学は、リポジトリでの成果物の登録・公開あるいは利用により発生した損害につい
て、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 本指針に定めのない事項については、必要に応じて関係者間で別途協議する。

附則

この運用指針は、令和7年4月1日から施行する。